

各 位



2024年5月15日

会 社 名 株式会社メガチップス
代 表 者 名 代表取締役社長 肥川 哲士
(コード番号 6875 東証プライム)
問い合わせ先 財務統括部担当部長 三宅 正久
(TEL 06-6399-2884)

従業員持株会を通じた当社従業員への譲渡制限付株式付与制度に基づく 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日付の会社法第370条（取締役会の決議に替わる書面決議）による決議により、当社従業員に対してメガチップス従業員持株会（以下「本持株会」という）を通じて譲渡制限付株式を付与する制度（以下「本制度」という）に基づき、本持株会を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という）を行うことについて決定いたしましたので、お知らせいたします。なお、譲渡制限付株式は、本持株会の会員のうち本持株会を通じて譲渡制限付株式の付与を受けることに同意した者（以下「対象従業員」という）に対してのみ付与されます。

記

1. 処分の概要

- | | |
|------------------|-------------------------------------|
| (1) 処分期日 | 2024年8月1日 |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式 17,400株 |
| (3) 処分価額 | 1株につき4,250円 |
| (4) 処分総額 | 73,950,000円 |
| (5) 割当方法（割当予定先） | 第三者割当の方法による
メガチップス従業員持株会 17,400株 |

(注) 「処分する株式の数」及び「処分総額」は本日時点における最大値であり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーション及び加入者への本制度に対する同意確認終了後の対象従業員数に応じて確定する見込みであります。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日付の会社法第370条（取締役会の決議に替わる書面決議）による決議により、当社の企業価値の持続的な向上に向けたインセンティブの付与によって当社従業員と株主の皆様との一層の価値共有を進めること、及び譲渡制限付株式の付与を通じて当社従業員の財産形成の一助とすることを目的として、本制度に基づき譲渡制限付株式を付与するため、本持株会を割当予定先として、譲渡制限付株式としての当社普通株式につき自己株式の処分を行うことを決議いたしました。

本制度においては、当社から対象従業員に対し、譲渡制限付株式としての当社普通株式を付与するための特別奨励金として金銭債権を支給し、対象従業員が当該金銭債権を本持株会に拠出して、本持株会が対象従業員から拠出を受けた金銭債権を当社に一括して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての当社普通株式の処分を受けることとなります。

対象従業員は、本持株会の規約に従って、本持株会に割り当てられる譲渡制限付株式に係る持分（以下「本持分」という）を取得しますが、譲渡制限期間中は本持分に係る株式を引き出すことができません。本持株会は、その規約について、本自己株式処分に係る処分期日の前日までに、本制度に対応した改定を行う予定です。

また、当社は、当社普通株式の割当ての際に、本持株会との間で、概要として以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という）を締結する予定です。

なお、本自己株式処分における処分株式数は、上記1（注）に記載のとおり後日確定する見込みですが、その最大値は17,400株です。本自己株式処分による希薄化の規模は、当該最大値を前提とした場合、2024年3月31日現在の発行済株式総数21,132,400株に対し0.08%であり、2024年3月31日時点の総議決権数181,465個に対し0.10%です。

<本割当契約の概要>

(1) 譲渡制限期間

本持株会は、処分期日から2028年7月の賞与支給日の前日までの間、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という）について、対象従業員による引出しを含む譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という）。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して本持株会の会員であることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、当該条件を充足した対象従業員が保有する本持分に応じた数の本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は上記(2)で定める譲渡制限解除の時点の直後をもって、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。また、本持株会は、その規約の定めに従い、本持分と通常持分とを分別して登録し、管理する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、当社が譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として対象従業員に支給し、対象従業員が本持株会に拠出した金銭債権を出資財産として、本持株会がこれを現物出資することにより行われるものです。その処分価額は、恣意性を排除した価額とするため、本決議日の直前営業日（2024年5月14日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である4,250円としております。

上記処分価額の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入）は次のとおりとなっております。

期間	終値の単純平均値	乖離率
1ヶ月（2024年4月15日～2024年5月14日）	3,666円	15.93%
3ヶ月（2024年2月15日～2024年5月14日）	3,917円	8.49%
6ヶ月（2023年11月15日～2024年5月14日）	4,239円	0.25%

上記を勘案した結果、上記処分価額は、当社普通株式の市場株価として合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な価額には該当しないと判断しております。なお、本日の決議に参加した監査役4名全員（うち社外監査役3名）は、上記処分価額について、「処分価額が決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値であることに鑑み、割当予定先である本持株会にとって特に有利な処分価額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適正である」旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、「①希薄化率が25%未満であること」及び「②支配株主の異動を伴うものではないこと」から、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上